

埋蔵文化財の取扱いについて

I. 埋蔵文化財とは

文化財保護法では「土地に埋蔵されている文化財」を**埋蔵文化財**とし、埋蔵文化財を包蔵する土地を「**埋蔵文化財包蔵地**」としています。簡単に述べると、土地に埋まっている土器や石器のような昔の人の使用していた物（遺物）が埋蔵文化財であり、この埋蔵文化財が埋まっている場所（昔の人が暮らしていた集落の跡や貝塚、古墳、古窯址、城址など）が埋蔵文化財包蔵地です。一般的にこれらの場所を**遺跡**と呼んでいますが、この遺跡と埋蔵文化財包蔵地とはほぼ同じ意味です。

この埋蔵文化財は、我が国の歴史を知る上で大変重要なものであり、一度壊してしまうと元に戻すことのできない貴重な国民的財産です。埋蔵文化財を末永く保存・活用し、子孫に伝えることは現代の我々に課せられた責務といえます。

豊橋市内には、1,414 か所（平成 28 年 3 月 31 日現在）の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。豊橋市教育委員会（以下、市教委）では、これを**文化財分布図**や台帳にまとめ、所在を明確にしています。

II. 開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱い

1. 埋蔵文化財包蔵地の照会

土木工事や建築工事等を計画される場合、その工事範囲内に埋蔵文化財が所在するかどうかを、市教委あてに「**埋蔵文化財包蔵地照会票**」（様式 1）で照会して下さい。市教委では文化財分布図や台帳と照合し、必要に応じて**現地踏査**等を実施し、その結果について回答します。（※「文化財分布図」以外に、豊橋市ホームページ「ちずみる豊橋」（<http://www2.wagmap.jp/toyohashi/PositinSelect?mid=6>）からも詳細な位置・範囲を確認することができます。）

なお、土木工事範囲内に埋蔵文化財が所在している場合、文化財保護法の規定による諸手続きや発掘調査などに日数がかかり、工事計画に影響を与えることも予想されます。このため埋蔵文化財包蔵地の有無照会は、計画内容が変更可能な時期に行うのが望ましい。また、現地踏査等が必要となる場合は、土地所有者や占有者の承諾を事前に得て下さい。

2. 照会の回答

埋蔵文化財包蔵地の照会の結果、以下の内容が回答されます。

・回答 1：埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

現時点では、照会地に埋蔵文化財包蔵地が確認されてないことを示します。この場合、事業者は工事に着手しても差し支えありません。なお、工事中に新たに遺跡と認められるものを発見した場合には、直ちに工事を中断して愛知県教育委員会（以下、県教委）あて届出が必要となります（詳細は後述）。

・回答 2：埋蔵文化財包蔵地に該当します。

照会地に埋蔵文化財包蔵地が所在しますので、事業者と県・市教委との間でその取扱いについての具体的な協議が必要となります。

3. 埋蔵文化財取扱いの協議

工事範囲内に埋蔵文化財が所在している場合、事業者は埋蔵文化財の具体的な取扱いについて話し合いをします。最善の策は、計画変更などで埋蔵文化財の範囲を工事個所から除外して保存する方法です。しかし事業計画の変更が難しく、計画区域から除外できない場合には、埋蔵文化財の保存状況や工事内容に応じてその取扱いを決定します。その際、発掘調査の実施が必要な場合には、調査期間や調査費用などの調整もこの時に行います。

4. 埋蔵文化財発掘の届出・通知

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等の掘削作業を行う場合、**民間事業者は法第 93 条に基づく届出を工事着手の 60 日前までに**、国や地方公共団体は法第 94 条に基づく通知を計画策定の段階で、それぞれ県教委へ行うことが義務付けられています。

届出・通知に必要な提出書類（様式 2）は、正本 1 部と副本 1 部の計 2 部を作成し、市教委経由で県教委へ提出します。この届出・通知に基づいて、県教委からは発掘調査の実施等、取扱いの指示が出されます。

5. 県教委からの指示事項

埋蔵文化財発掘の届出・通知に対し、協議結果を踏まえて県教委より埋蔵文化財の取扱いの指示が正式に出されます。指示事項には以下のものがあります。

- ・発掘調査：工事実施前に発掘調査を行って下さい。
- ・工事立会：工事期間中に県または市教委の埋蔵文化財専門職員が立会います。
- ・慎重工事：埋蔵文化財に影響を与えないよう、慎重に工事を実施して下さい。
- ・現状保存：埋蔵文化財を工事区域の中で、現状のまま保存してください。

Ⅲ. 工事中に新しく埋蔵文化財を発見した場合

土木工事等の掘削工事中に新しく遺跡と認められるものを発見した場合は、現状を変更することなく、延滞なく県教委への届出や通知（法第 96 条第 1 項）が義務付けられています。また、必要に応じて現状を変更することになる行為の禁止（法第 96 条第 2 項）が命ぜられることもあります。この場合も届出に基づき、県教委から発掘調査、現状維持等の指導がなされますので、指導に従い対応することになります。

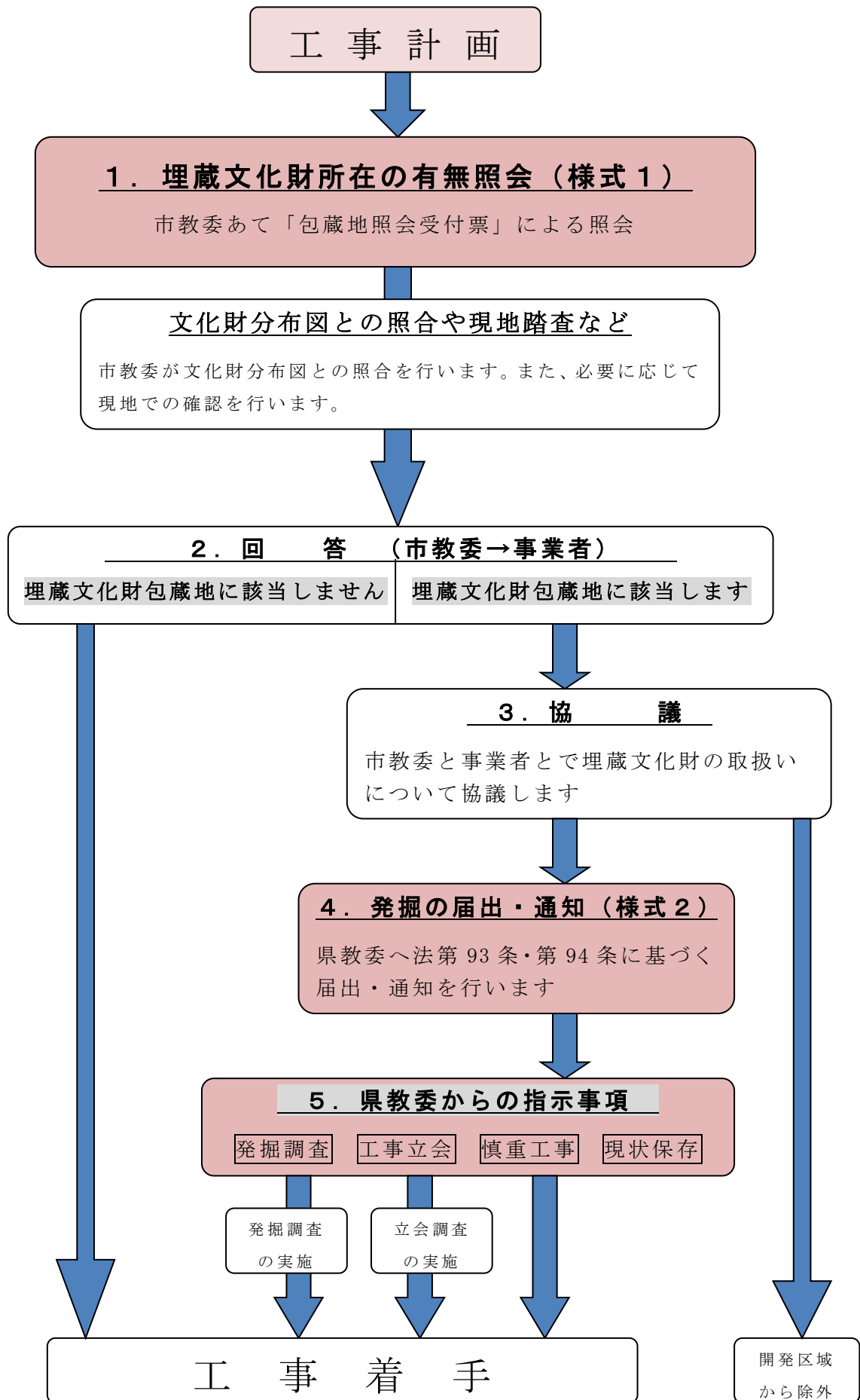
なお、発見された埋蔵文化財（遺物）の取扱いについては、遺失物法第 13 条により拾得物として取扱われ、文化財として認定された後、愛知県に帰属します。

Ⅳ. 埋蔵文化財に関する問合せ先

埋蔵文化財包蔵地及び周辺部で土木工事による掘削作業などを計画される場合や、新しく埋蔵文化財を発見した場合や土器などの遺物を拾った場合は、直ちに市教委にご連絡下さい。また、埋蔵文化財包蔵地内に限らず、土地を造成する計画のある事業者の方は事前に市教委までご相談下さい。

連絡先 豊橋市教育委員会教育部美術博物館文化財センター
〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目 1 番地
TEL 0532-56-6060
FAX 0532-52-2961

埋蔵文化財の取扱い手続き（フロー）



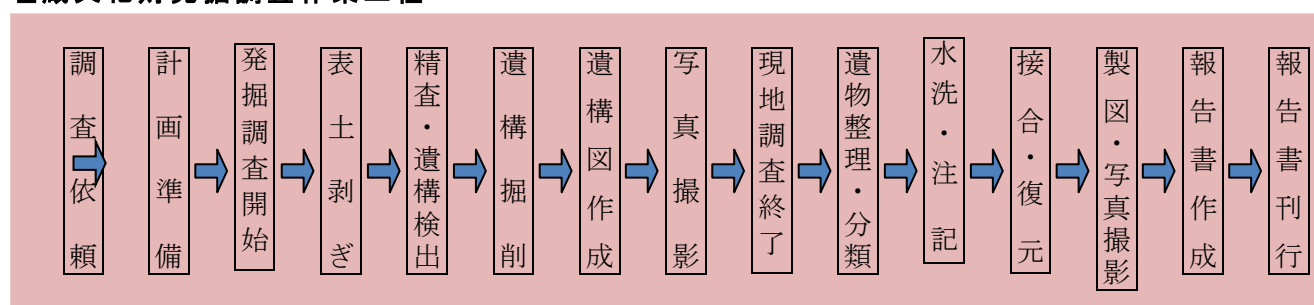
発掘調査について

1. 発掘調査とは

発掘調査は、次のような五つの要素から成り立ち、この順序によって作業が進行していきます。このうち、現地での発掘調査ばかりでなく、調査後の資料整理や報告書刊行にも大きな比重がかかります。

- ①調査目的の確立
- ②計画準備（期間・組織・打合せ等）
- ③予備調査（分布調査・試掘調査・確認調査）
- ④発掘踏査（発掘・記録・遺物収納）
- ⑤資料整理、報告書刊行

埋蔵文化財発掘調査作業工程



2. 調査経費

発掘調査に要する経費は、遺跡の現況を変容させる者（工事の場合は工事主体者）が負担することになります。教育委員会等の調査主体者に発掘調査を依頼した場合、この依頼者が発掘調査に要する費用の全額を負担することになります（調査費原因者負担の原則）。

この調査費の負担範囲は、一般的に右記表のようになります。

なお、個人住宅等の場合は、国庫等から補助制度がありますので、事前にご相談下さい。

3. 調査期間

発掘調査に必要な日数は、埋蔵文化財の性格上（土中にあり予測が困難）予定が立て難く、同じ面積でも遺跡の種類によって変わってきます。遺跡によっては予測を上回る量の遺物が出土し、発掘調査の日数が予定を越えてしまう場合もあります。また、天候によっても若干の影響を受けます。調査日数に関しては、遺跡の内容等によって左右されますので全て一律というわけではありません。

発掘調査の計画策定では、個々の遺跡について事前の試掘等の調査から遺跡の性格を把握し、個々の要素を総合的に検討して計画準備期に具体的な期間、日程を決定していきます。

発掘調査費負担範囲（概要）

	科目	細目	内訳
1	共済費		労働災害保険、雇用保険等
2	報償費		指導者謝礼
3	賃金	発掘調査賃金 整理作業賃金	発掘調査作業員賃金 整理・報告書作成作業員賃金
4	需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費	発掘・整理作業用消耗品 機械燃料代等 フィルム現像、報告書印刷 電気・ガス・水道代等
5	役務費	通信運搬費	電話代等
6	委託料	測量費 分析調査費 保存処理費	基準点設置、航空測量費等 自然科学分析 出土遺物保存処理費
7	賃借料		重機・機材借上げ料